

令和4年度事業計画

令和2年3月から猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は未だ収束の兆しをみせることなく人々の生活にも大きな影響を及ぼしています。

感染症対策がこのまま長期化することで、人々が直接交流する機会は減少し、個人の抱く孤立感や不安感が高まるとともに、身近な人への思いやりや支えあいの意識の低下が危惧されます。

こうした状況下ではありますが、令和4年度においても地域福祉推進のため、地域とともに停滞なく地域福祉活動を進めていくことが必要です。

本会は、住民が抱える個別課題や地域課題に対して、地域の皆さまや地域で活動している団体・機関等との連携を念頭に、あらゆる支援制度や社会資源を活用しながら引続き取組みを進めます。また、地区社協をはじめとする地域の大切な活動がこれからも継続して行けるよう、今できること、今必要なことを地域住民とともに考え、地域の福祉が着実に発展していきけるよう、感染拡大には細心の注意を払いながら、柔軟な発想のもとで役員・職員一丸となって法人運営に取り組めます。

◎重点とする主な事項

1 事業周知と組織基盤の強化

本会の役割や各種事業に関心を持ってもらえる広報・周知を実施します。より多くの方々に対し、住民が主体的に取り組む地域福祉活動や本会の各種事業について広く紹介することにより、福祉への協力と参加をよびかけます。さらに、本会の組織基盤となる一般会員や賛助会員の増強を図るため、既存会員への情報提供をするとともに、新たな会員確保に向けて、関係各機関に直接出向くなど積極的な働きかけを行います。

2 ボランティア活動の充実

コロナ禍が長期化し、既存のボランティア活動の活動機会が縮小しています。活動者とともに今できることを考え、併せて新たに活動に参加する方へのきっかけとなるよう、福祉関係機関等に足を運び、活動者受入れの情報収集や街頭のゴミ拾い等、スポットで参加できるボランティア活動を企画実施します。これらを通じて、何か地域社会に役立つことがしたいと考えている方々の潜在的な意欲を活動への参加に繋げるよう働きかけを行います。

3 地域福祉の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により「かまくらささえあい福祉プラン」を2ヵ年延長し、令和5年度までのプランとしました。改めて、令和4年度は、生活支援コーディネーターや地区担当職員が、各地区社協の会議等、地域に出向くことを基本としつつ、感染予防対策に配慮する必要があることから、人数を絞った会議の開催やオンライン会議の活用等、ウィズコロナを前提に地域福祉の推進に取り組めます。

また、災害時に被災者の生活復旧や市民の避難行動に混乱が生じないよう、災害ボランティアセンター設置運営や福祉避難所としての福祉施設の役割を市や関係機関とともに協議し、課題や現状認識の共有を通じた関係づくりを行います。

4 重層的支援体制の整備

昨年11月から開始した重層的支援体制整備事業の取組みとして、Liberoかまくらの相談支援体制の充実を図ります。8050問題など、複雑化・複合化した課題には、既に市内の地域包括支援センターや基幹相談支援センター、インクル相談室など各分野の相談支援機関が多機関と連携を図りながら支援を行っていますが、Liberoかまくらがケース会議や現場の支援に積極的に関わることで、支援困難な場面を共有し、相談支援機関との信頼関係を深めるなかで、新しい支援に繋ぐことや子ども・高齢・障害・生活困窮の各専門分野の支援機関を結びつけるという全体調整の役割を担っていきます。

5 権利擁護と地域生活支援

高齢化や認知症で日常生活に支障があり、本会へ相談や支援を求める方が増えています。また、障害や困窮など生活に何らかの支援が必要な方への対応として、就労準備支援事業、日常生活自立支援事業、成年後見センター事業、地域包括支援センター事業等、その方に寄り添った福祉の専門性の高い個別支援を多機関との連携のもと、今年度も継続して行います。

6 老人福祉センター

コロナ禍に則した施設運営を念頭に、まずは感染予防対策を徹底し、安心・安全な施設の運営管理に努めます。例年利用者の評価が高い講座の開催や地域に根差した各種行事の開催、サークル活動の支援、送迎車による利用者の利便性の向上等、老人福祉センターの機能充実に今年度も取り組みます。

特に、世代を問わず楽しく交流できる機会づくりのため、多世代交流事業を昨年度に引き続き各センターで実施します。また、利用者をはじめ、地域住民のちょっとした困りごとや悩み事を受止め、解決や緩和の糸口に繋げることができるよう、本会の「なんでも相談」を各センターでも実施します。

◎事業区分別の主な取組みについては、次のとおりです。

1 法人運営事業【総務企画課】

定款及び諸規程に基づき、理事会、評議員会の開催や監事監査への対応など、円滑な法人運営を行います。

(1) 法人運営のための会議等の開催

本会事業を円滑に運営していくための会議、活動を滞りなく実施します。

- 理事会・評議員会等の開催

(2) 効率的な組織運営

組織運営と業務に活かす知識、スキルを習得するための研修に積極的に取り組みます。また、文書管理やパソコン管理など情報管理を強化します。

- 職員研修の開催
- クラウドサーバ導入・Wi-Fi化

(3) 会員の増強

組織の基盤となる一般会員及び賛助会員の増強を図るため、関係各機関に積極的な働きかけを行います。

- 一般会員及び賛助会員の募集・紹介

(4) 共同募金・寄付金募集の取組み

地域福祉推進のための財源の一つである共同募金や市民の篤志による寄付金について、理解と協力を求めています。

- 共同募金の周知
- 福祉活動振興基金の周知

2 企画広報事業【総務企画課・地域福祉課】

本会の活動を市民に積極的に周知・広報していきます。

(1) 広報活動の充実と福祉情報の収集、発信

社協事業の周知をはじめ、市民に身近な福祉活動の広報の充実を図ります。

- かまくら社協だよりの発行
- ホームページ、Facebookの運用
- 社協パンフレット等の作成
- イメージキャラクター公募の企画・実施

(2) 広報啓発イベント・行事開催の検討

コロナ禍により、集客する行事・イベントの再開を見通すことができないなか、感染症の収束を見据えながら開催方法を検討します。

- 鎌倉福祉まつりの開催
- 地域福祉感謝の集いの開催

3 ボランティアセンター運営事業【地域福祉課】

市民のボランティアに対する理解と関心を深め、ボランティア活動の育成、援助を行うとともに、ボランティア相互の連携を図り、ボランティア活動を通じて地域福祉の向上に取り組めます。

(1) ボランティアの相談・連絡調整及び活動機会の情報収集・提供

市民、活動者からのボランティアに関する様々な相談に対応するとともに、寄せられた相談内容を蓄積することにより相談の傾向を把握し、課題解決の方法を探ります。また、活動機会に関するボランティアニーズを福祉施設や事業所その他団体等から情報収集し、活動希望者へ提供します。

- ボランティア活動に関する相談受付
- 相談内容の蓄積
- 施設部会でのボランティアニーズの調査
- 事業所その他団体等でのボランティアニーズの調査
- ホームページ等でのボランティアニーズの情報発信

(2) ボランティア活動者への支援・助成及びボランティア育成・啓発

ボランティア活動者への支援として、市内の活動者や活動団体の情報を収集し登録します。また、活動団体の活動内容をまとめた冊子やホームページを活用し紹介します。

また、ボランティア活動を始めるきっかけづくりや継続的な活動のための支援・助成を行うとともに、ボランティア連絡協議会や各活動団体等と常に連携し、市民向け養成講座やスキルアップ研修等を開催します。

これらの取り組みを通じて広く市民へ向けたボランティア活動の啓発を行います。

- 個人登録「はじめの一步」及び団体登録
- ボランティア活動保険の加入手続きと保険料助成
- ボランティア団体への助成
- 活動場所の確保・調整
- ホームページ等によるボランティア団体の紹介
- 地下道ギャラリーでの団体紹介
- ボランティア養成講座の開催
- ボランティア連絡協議会会員向け研修会の開催

(3) 鎌倉市ボランティア連絡協議会等との連携

ボランティア連絡協議会・NPO センター・地区ボランティアセンター等と連携を図るとともにボランティアセンター運営委員会を積極的に開催します。

- ボランティア連絡協議会役員会・委員会への出席
- ボランティアセンター運営委員会の開催

(4) 福祉教育の推進

当事者やボランティアグループと協働し、小・中学校の授業の一環として福祉教育を取入れる働きかけを行います。また、学校関係のみならず、地域や企業を対象にした大人向けの福祉教育にも取り組めます。

- 福祉教育メニューの拡充
- 学校以外での福祉教育の実施
- 校長会・教頭会等への福祉教育プログラムの紹介

4 地域福祉推進事業【地域福祉課】

地域福祉を進めるうえでその担い手であり、本会を構成する会員である地区社協等各種団体との連携と協力を引続き図っていきます。また、「かまくらささえあい福祉プラン」に基づき、市民とともに地域福祉の推進に取り組めます。

(1) 各種部会の開催

本会種別会員同士の有益な活動や情報交換を行うため、各種部会を開催します。

- 地区社協部会
- 団体部会
- 施設部会

(2) 多機関連携による相談対応

市民からの相談を丁寧に受止め、本会だけでは対応できない諸課題には、本会の会員組織やインフォーマルサービスを含む関係機関とのネットワークを活かし問題の解決・軽減に繋がります。

- なんでも相談窓口の運営・拡充
- 住宅確保要配慮者相談窓口の運営

(3) 地区社協活動等への支援

地区社協や福祉団体の活動に積極的に参加し、地域福祉活動の担い手となる方々との関係づくりを行い、ニーズや課題の把握に努め、情報共有を図り活動を支援します。また、助成金の交付による活動支援を行います。

- 地区社協等の活動への参加・協働
- 地域福祉活動に関する情報収集と提供

(4) かまくらささえあい福祉プランの推進

住民参加による地域福祉の推進方策を掲げる「かまくらささえあい福祉プラン」の計画の進行管理を行い、着実な活動推進に向けて取り組めます。

- 福祉プランの進行管理

(5) 災害に備えた運営体制の準備

個人や団体がそれぞれの立場で災害時にどのような行動をとれば良いか役割の整理や相互の関係づくりを平常時から行い、災害ボランティアセンターや福祉避難所の体制づくりを市や関係機関とともに検討し取り組めます。

- 災害ボランティアセンターに関する協議と運営準備
- 福祉避難体制や要配慮者の受入れ支援体制の検討
- 防災意識の啓発と共有

(6) 物品の貸出し

市民からのニーズに対し、車いすや催事用備品、布絵本、布遊具の貸出しを行います。

- 車いすの貸出し
- 催事用テントや綿菓子器等の貸出し

5 重層的支援体制整備事業【地域福祉課(Libero かまくら)】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的支援体制を整備するため「重層的支援体制整備事業」に基づき、あらゆる支援制度や社会資源を活用しながら重層的な支援体制づくりに取り組めます。

- 相談支援機関等からの相談受付
- 「多機関協働事業」の取組み
- 「参加支援事業」の取組み
- 支援関係機関等との連携強化

6 就労準備支援事業【あんしん生活課(スリー・プラス鎌倉)】

いわゆる「ひきこもり」などの課題があり、社会とのかかわりに不安を抱えている方など、直ちに就労が困難な方に対して、就労準備のための段階的で計画的な支援の充実を図っていきます。

- 就労準備プログラムの作成・支援
- 利用者への柔軟で多様な支援の取組み
- 就労準備支援プログラムへの協力企業や団体の拡充

7 生活支援体制整備事業【地域福祉課】

5つの日常生活圏域(鎌倉・腰越・深沢・大船・玉縄)に生活支援コーディネーターを配置し、多様な事業主体と連携しながら高齢者の社会参加や健康増進に繋がる生活支援体制の充実を図るとともに、地域課題の把握や解決策の企画立案を目的とした第2層協議体の設置・運営に取り組めます。

- 地域の社会資源の情報収集・発信
- 生活支援ニーズの把握・共有
- 生活支援サービスへの活動支援
- 協議体の設置及び運営
- 居場所や活動拠点の確保
- 近所の団らん助成事業

8 日常生活自立支援事業【あんしん生活課】

高齢や障害等で、判断能力が不十分な方に対して、自立して生活ができるよう、日常的な金銭管理や生活するうえで必要な書類等の預かりなど適切なサービス援助を引続き行います。

- 丁寧な聴取りによる相談受付対応
- 支援関係機関等への制度の周知
- 適正な支援提供のための局内カンファレンスの開催
- 生活支援員の専門性向上の研修

9 成年後見センター事業【あんしん生活課】

判断能力が不十分で日常生活に支障のある方の権利擁護を図るため、成年後見の利用に関する相談事業等を引続き実施します。

- 円滑な制度利用に向けた制度の利用支援
- 弁護士や司法書士等による専門相談の定期実施
- 市民向け講演会等による権利擁護の普及啓発
- 市民後見人の登録・活動支援

10 法人後見事業【あんしん生活課】

判断能力が不十分で日常生活に支障のある方の権利擁護を図るため、本会が成年後見人等として支援活動の充実に取組みます。

- 円滑な制度利用に向けた制度の利用支援
- 法人後見審査会の開催
- 職員の専門性向上の研修

11 援護事業【総務企画課・地域福祉課・あんしん生活課】

生活困窮者等への経済的な援護や支援を必要とする方に対して、次の事業を実施します。

(1) 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金の貸付はコロナ禍において大きく伸びています。市民の貸付相談も多く、今後も多機関連携等により、丁寧な対応に取組みます。

- 特例貸付資金（コロナ特例）の貸付
- 通常的生活福祉資金の貸付

(2) 火災等の小災害時における緊急一時的な避難者の受入れ

市との小災害時の避難者受入協定により、避難者を緊急一時的に老人福祉センターで受入れることになっていますが、避難者が少数の場合は風呂や寝具が整った宿泊施設等での受入れを行います。

- 老人福祉センターにおける避難者の受入れ
- 宿泊施設等への避難者の受入れ調整
- 災害見舞金の支給

(3) 緊急援護金の貸付・支給

市から委託事業として低所得世帯等に対し、緊急援護金の貸付・支給を引続き行います。

- 緊急援護金の貸付・支給

(4) その他生活困窮者やコロナ禍を見据えた取組み

ウィズコロナを見据え、その時折のニーズに則した柔軟な支援に取組みます。

- フードパッケージ配付等食糧支援
- 企業等の地域貢献活動への支援

12 助成事業【地域福祉課】

地域福祉活動を推進するため、地域で活動する地区社会福祉協議会等の福祉活動団体に助成を引続き行います。

- 地区社協への助成
- 福祉当事者団体への助成
- 在宅福祉サービス活動団体への助成

13 地域包括支援センター事業【あんしん生活課・（地域包括支援センター鎌倉市社協）】

高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう様々な支援をしていくとともに、市内の地域包括支援センターと協力して地域包括ケアシステムの構築に向けた関係づくりを推進します。

また、従来の支援活動を継続するとともに、昨年6月に事業所を鎌倉市役所本庁舎に移転したことを活かし、鎌倉市が行っているくらしと福祉の相談窓口との連携を図る等、包括的な相談支援体制の強化を鎌倉市と協働して取組みます。

- 総合相談・支援業務
- 虐待・消費者被害等への対応
- 認知症予防への取組み
- 介護予防・介護者支援の取組み
- 介護予防マネジメント

14 老人福祉センター事業【指定管理施設担当】

高齢者の生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりといった老人福祉センターの設置目的を基本とし、身近な相談場所としての機能や多世代・地域との交流等を充実する等、利用者や地域を主体とした「地域福祉の拠点」づくりを行います。

- 施設及び設備の適切な維持管理
- 各種講座や行事の開催
- サークル活動の育成・支援、作品展示・発表会の実施
- 各種相談事業の実施
- 多世代交流事業の実施
- 送迎サービスの充実
- 災害時の避難所対応
- コロナ禍に則した老人福祉センターの運営